

報告第1号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

平成30年10月19日（金）午前7時50分頃、北本市立東中学校校庭において野球部が打撃練習をしていたところ、部員の打ったボールが防球ネットを越え、市道118号線を走行中の車を損傷させたもの

3 損害賠償の額

117,612円

平成30年12月26日

北本市長 現王園 孝 昭